

「物品・役務契約資格審査委員会等運営要綱」の作成に係るガイドライン

平成29年1月31日財政局長決裁

I はじめに

一般競争入札参加資格審査委員会及び被指名者選考委員会の組織及び運営については、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第4条第3項及び第18条第3項の規定により、委員長（部長等）が別に定めるものとされている。

このことについて、競争入札及び随意契約に係る透明性、公平性、競争性を確保するために、本市において留意すべき事項をガイドラインとしてここに定めた。

II 作成ガイドライン

1 組織及び運営に係る要領のひな形

別添「物品・役務契約資格審査委員会等運営要綱（案）」（以下「運営要綱（案）」という。）のとおり。

2 関係規程

- (1) 札幌市契約規則（平成4年規則第9号。以下「規則」という。）
- (2) 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁。以下「要領」という。）
- (3) 札幌市物品・役務契約等事務様式基準（平成20年3月28日管財部長決裁。以下「様式基準」という。）
- (4) 札幌市建物清掃業務総合評価一般競争入札試行要領（平成26年5月30日契約管理担当局長決裁。以下「試行要領」という。）

3 運営要綱（案）の概要及び留意点

- (1) 一般競争入札参加資格審査委員会及び被指名者選考委員会の部単位での集約（運営要綱（案）第1条及び第2条関係）

これまで、課単位で委員会の運営を可能としておりましたが、相互牽制やチェック機能の強化の視点から、委員会を部単位での運営としました。

第2条により、委員会の職務を明記することになりますので、例えば、同じ役務調達でも、金額で局の委員会の案件と部の委員会の案件に分けることが可能です。

各局（区）の実情を応じて委員会の職務を整理のうえ運営ください。

なお、企画競争に係る参加資格案等の設定は、これまでどおり、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領（平成27年3月25日契約管理担当局長決裁）により行ってください。

- (2) 代理出席の禁止（運営要綱（案）第3条関係）

これまで、委員に事故があるとき等に、その委員と同一課内の係長を代理として委員会に出席させることができる規定がありましたが、審議に関する委員の専門性を高める必要から、代理出席は認めないこととしました。

(3) 関係職員の出席（運営要綱（案）第6条関係）

委員会において、関係職員から説明、意見を招請することができる規定を設けています。

(4) 審議項目の明確化（運営要綱（案）第7条関係）

一般競争入札における参加資格、参加条件及び指名競争入札に係る入札参加資格者の選考基準について、要領に示されておりますが、これに加え特に審議が必要な項目を明示しました（一部要領と重複）。

事務局は、審議項目が十分審議できるよう、発注課と事前に協議のうえ、必要な資料等を準備してください。

(5) 特定者を相手方とする随意契約の審議に係る基準（運営要綱（案）第8条関係）

特定者を相手方とする随意契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号～第7号及び第9号の適用について、要領第91条第2項の定めにより、委員会での審議が必要であり、所要の手続きを明示しました。

(6) 委員会の決定の取消（運営要綱（案）第9条関係）

委員会の決定後から入札執行までの間に、いわゆる官製談合防止法違反に該当する案件について、委員長の権限で委員会の決定を取り消すことができることとしました。

(7) 委員会の開催手続（運営要綱（案）第11条関係）

発注課において、競争入札等の実施を決定したときは、所定の様式により委員会の開催依頼をしなければならないこととしました。

開催依頼伺は、方針伺と併せても構いませんが、手続きとして必須となります。

※ 開催依頼書の作成については、別添の記載例を参考にしてください。

指名競争入札の実施にあたって、発注課より指名業者の推薦を行うことができることとしましたが、委員会は推薦業者を指名に含めるか否か審議のうえ判断しなければなりません。さらに、推薦業者は指名競争入札の規定参加者数より除かれますので、例えば予定価格が300万円未満の案件で規定数3者以上の場合、推薦業者を加える場合は、推薦業者とは別に3者以上を指名しなければなりません。

このため事務局は、発注課が提示する業種分類や履行に必要な技能・資格等を勘案して、登録事業者の中から該当事業者を抽出し委員会に提示することとなります。

委員会は、事務局が提示した業者が規定数以上あり、そのいずれもが十分履行可能であると判断する場合、推薦業者を含めて無作為抽出（ランダムカット）をするなど、恣意性を排除した業者数の絞り込みを検討しますが、受注機会を広く確保するため、必ずしも規定数にこだわらない選考をご検討ください。

委員会は、開催依頼書に示された指名競争入札とする事由又は特定者を相手方とする随意契約の事由が不相当である場合、開催依頼書を発注課へ差し戻すことができます。

(8) 持回り審議の手続（運営要綱（案）第12条関係）

持回り審議について、審議を記録するため、様式を定めました。事務局において、委員会を招集することができないと判断した場合、持回り審議の可否について委員長まで決裁を受けてください。

持回り審議にあたっては、通常の委員会の審議資料の他、様式基準に定める役務第9-1から3号のいずれかを事務局案として提示し、審議を受けることになります。持回りによる議決の確定については、審査に参加した者が委員の3分の2以上でなければならず（定足数）、議決にはその3分の2の承認が必要となります。

(9) 秘密保持（運営要綱（案）第13条関係）

委員会に出席した者や持回り審議に関与した者の秘密保持について明示しました。

◆◆部物品・役務契約資格審査委員会等運営要綱（案）

平成●年●月●日

◆◆部長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、◆◆部における物品・役務の調達契約について、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（以下「要領」という。）第4条に定める一般競争入札資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）及び同要領第18条に定める被指名者選考委員会（以下「指名委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の職務及び委員）

第2条 委員会は、●●課、○○課、◆◆課が発注する物品及び役務の調達に係る以下の各号について必要な事項等を審議する。

- (1) 一般競争入札に係る入札ごとの参加資格の案の策定
- (2) 一般競争入札において、同種の調達が予定される場合に、あらかじめ定める、共通する参加条件の案の策定
- (3) 指名競争入札に係る入札参加者の案の策定
- (4) 役務調達の随意契約に係る特定者の案の策定
- (5) 地方自治法施行令第167条の10の2第3項の規定に基づく、総合評価一般競争入札等に係る落札者決定基準の策定

2 資格審査委員会及び指名委員会の委員は、◆◆部長、●●課長、○○課長、◆◆課長及び▼▼係長とし、委員長は◆◆部長とする。なお、政府調達契約に係るものについては、●●課◇◇担当係長及び◆◆課◎◎係長を委員として加えるものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

（職務代理）

第3条 委員長に事故があるとき、又はやむを得ない事情により出席できないときは、●●課長が委員長の職務を代理する。

2 前項により職務を代理した者にも事故があるとき、又はやむを得ない事情により出席できないときは、委員長が指定する委員がその職務を代理する。

（定足数）

第4条 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

（議決）

第5条 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の多数により決定する。

（関係職員の出席）

第6条 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

（参加資格等及び入札参加者指名の審議項目）

第7条 委員は、一般競争入札に係る参加資格、参加条件の案及び指名競争入札に係る入札参加者の案を審議するにあたり、要領に定めるものの他、次の各号に掲げる

事項に留意しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他経営及び信用の状況
- (2) 過去の本市における調達等に係る指名及び受注の実績
- (3) 過去に受注した同種同業案件の履行状況
- (4) 発注案件を遂行するための資格等の技術的適性、資機材等の保有状況
- (5) その他必要事項

(特定者を相手方とする随意契約の審議に係る基準)

第8条 委員は、企画競争による場合を除き、随意契約の相手方として特定者の案を策定する場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第7号まで及び第9号の規定との関係を特に慎重に審議しなければならない。

(入札参加者又は特定者の案の策定に係る委員会決定の取消)

第9条 委員長は、いわゆる「売り込み」、「口利き」等の働きかけに関与した者について、入札参加者又は随意契約の相手方とすることが、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項に規定する入札談合等関与行為に該当すると認める場合は、これを入札参加者又は随意契約の相手方とする委員会の決定を取り消すことができる。

2 委員長は、前項により委員会の決定を取り消したときは、速やかに契約管理課長に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の事務局は●●課に置く。

(委員会の開催手続)

第11条 課長等は、資格審査委員会又は指名委員会の開催を要する案件について、物品及び役務等の調達を決定したときは、物品・役務契約資格審査委員会等開催依頼書（第1号様式、第2号様式、第3号様式）を委員長に提出する。

2 課長等は、第2号様式により指名委員会の開催を依頼するにあたり、委員会へ指名業者を推薦することができる。

3 委員会は、前項により推薦を受けたときは、第7条の基準により審議を行い指名の可否を判断する。

4 委員会は、前2項の規定により推薦業者を指名したときは、要領第43条及び第87条に定める指名競争入札の参加者の数にこれを含めることができない。

5 委員会は、第7条及び第8条に基づく審議に先立ち、前項の開催依頼書に記載の指名競争入札とする事由又は特定者を相手方とする随意契約の事由が適当でないと認めるときは、依頼書を課長等へ差し戻すことができる。

(持回り審議)

第12条 委員長は、緊急やむを得ない事情があり、委員会を招集することができないと判断するときは、持回り審査・議決書（第4号様式）により審議を行うことができる。

2 前項の場合において、第4条の規定の適用については、審査に参加した者を出席者とみなし、その3分の2以上の承認をもって議事を決したものとみなす。

(秘密の保持)

第13条 委員長、委員、第6条の規定により委員会に出席した者及び事務局、並びに前条に規定する持回り審議に関与した者は、委員会又は持回り審議書の審議に関す

る事項を他に漏らしてはならない。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、
◆◆部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約
で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

一般競争入札用

(第1号様式)

物品・役務調達に係る一般競争入札資格審査委員会開催依頼書

(あて先) 一般競争入札資格審査委員会 委員長

平成 年 月 日
(契約発注課長等)

以下の(物品・役務) 調達に係る一般競争入札資格審査委員会の開催を依頼します。

件名	
契約期間	
予算額 (年度)	(支出予定金額)
入札予定年月日	
告示予定年月日	
調達概要 (添付書類)	(仕様書、参考見積書等)
入札参加資格 (案)	(業種分類、契約履行にあたり必要な技能、資格等)
備考	(参考見積徴取業者名)
問い合わせ先	(担当課) 担当者氏名 電話

注) 依頼書の提出に当たっては、当様式に仕様書、参考見積書の他、過去の同案件での実績や入札状況等、必要に応じて添付すること。

指名競争入札用

(第2号様式)

物品・役務調達に係る被指名者選考委員会開催依頼書

(あて先) 被指名者選考委員会 委員長

平成 年 月 日
(契約発注課長等)

以下の(物品・役務)調達に係る被指名者選考委員会の開催を依頼します。

件名				
契約期間				
予算額 (年度)	(支出予定金額)			
入札予定年月日				
調達概要 (添付書類)	(仕様書、参考見積書等)			
指名競争入札とする具体的事由	地方自治法施行令第167条 ()号 【具体的事由】			
被指名者選考基準 (案)	(業種分類、契約履行にあたり必要な技能、資格等)			
発注課推薦業者	No.	事業者名	代表者名	連絡先
	1			
	2			
	3			
備考	(参考見積徴取業者名)			
問い合わせ先	(担当課)	担当者氏名	電話	

注) 依頼書の提出に当たっては、当様式に仕様書、参考見積書の他、過去の同案件での実績や入札状況等、必要に応じて添付すること。

特定随意契約用

(第3号様式)

役務調達に係る被指名者選考委員会開催依頼書

(あて先) 被指名者選考委員会 委員長

平成 年 月 日
(契約発注課長等)

以下の役務調達に係る被指名者選考委員会の開催を依頼します。

件名			
契約期間			
予算額 (年度)	(支出予定金額)		
入札(見積) 予定年月日			
調達概要(添付書類)	(仕様書、参考見積書等)		
特定随意契約に係る 契約の相手方	商号又は名称		
	住所		
	代表者氏名		
	連絡先		
特定者を相手方とする 随意契約とする事由	<input type="checkbox"/> 地方自治法施行令第167条の2第1項第()号 <input type="checkbox"/> 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第()号 【具体的事由】		
備考			
問い合わせ先	(担当課)	担当者氏名	電話

注) 依頼書の提出に当たっては、当様式に仕様書、参考見積書の他、過去の同案件での実績や入札状況等、必要に応じて添付すること。

持回り審議の実施について (伺)

部長	課長	係長	係	起案年月日	年月日
◆◆	●●	▼▼	☆☆	起案者 職・氏名	

◆◆部物品・役務契約資格審査委員会等運営要綱第11条第1項により、別紙のとおり（資格審査委員会・指名委員会）の開催依頼がありましたが、（告示予定日までの間に定足数の委員を招集することができる日時が確保できない等事由）により委員会を招集することができないと判断されるため、以下のとおり持回り審査・議決書により審議を行うこととしてよろしいか。

持回り審査・議決書

審査・承認	◆◆部長	●●課長	○○課長	▼▼係長	◇◇担当係長	(◆◆課長)	(◎◎係長)
	審査 (/)	審査 (/)	審査 (/)	審査 (/)	審査 (/)	審査 (/)	審査 (/)
	承認	承認	承認	承認	承認	承認	承認
件名	なお、案件の詳細は別紙開催依頼書のとおり。						
審査項目等	1 審議項目（審議項目に係る調書は別紙のとおり） (1) 契約方法に係る地方自治法施行令その他適用法令等の当否 (2) 不誠実な行為の有無その他経営及び信用の状況 (3) 過去の本市における調達等に係る指名及び受注の実績 (4) 過去に受注した同種同業案件の履行状況 (5) 発注案件を遂行するための資格等の技術的適性、資機材等の保有状況 (6) その他						
	2 入札参加資格の決定、入札参加者又は随意契約の相手方の選定等 <input type="checkbox"/> 審査の結果、入札参加資格条件等は別案（役務-第9-1号様式）のとおりとする。 <input type="checkbox"/> 審査の結果、入札参加者及び選定理由について別案（役務-第9-2号様式）のとおりとする。 <input type="checkbox"/> 審査の結果、随意契約の相手方及びその理由について別案（役務-第9-3号様式）のとおりとする。						
摘要	(各委員からの指摘・意見等)						

課長等は、持回り審査のため、審議項目に係る調書を別途作成のうえ添付すること。